



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

## 目次

▽神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 [保健福祉局子育て支援部] 3057

## 告 示

▽指定管理者の指定（神戸市立有馬温泉観光交流センター）

[国際文化観光局文化観光部観光交流課] 3057

▽指定管理者の指定（神戸市立太閤の湯殿館）

[国際文化観光局文化観光部観光交流課] 3058

▽神戸市契約規則に規定する市長が定める額

[行財政局財政部経理課] 3058

▽地縁による団体についての告示事項の変更（上北古自治会）

[市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 3058

▽生活保護法による指定医療機関の事業の廃止

[保健福祉局総務部保護課] 3059

▽生活保護法による医療機関の指定

[保健福祉局総務部保護課] 3059

▽生活保護法による指定医療機関の名称の変更

[保健福祉局総務部保護課] 3060

▽生活保護法による指定医療機関の事業の休止

[保健福祉局総務部保護課] 3060

▽生活保護法による指定施術者の事業の廃止

[保健福祉局総務部保護課] 3060

▽生活保護法による施術者の指定

[保健福祉局総務部保護課] 3061

▽生活保護法による指定介護機関の事業の廃止

[保健福祉局総務部保護課] 3061

▽生活保護法による介護機関の指定

[保健福祉局総務部保護課] 3063

▽生活保護法による指定介護機関の名称等の変更

[保健福祉局総務部保護課] 3065

▽道路法による市道路線の認定、廃止及び変更（菖蒲が丘49号線ほか）

[建設局道路部管理課] 3066

▽道路法による自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定（小束台3号線ほか）

[建設局道路部管理課] 3075

▽道路法による歩行者の一般交通の用に供する道路の指定（港島39号線）

[建設局道路部管理課] 3075

▽放置自転車等の撤去及び保管

[建設局東部建設事務所] 3075

▽放置自転車等の撤去及び保管

[建設局垂水建設事務所] 3077

## 公 告

▽管理处分計画の変更（神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区（大橋4地区）震災復興第二種市街地再開発事業の大橋4第2工区及び大橋4第3工区）

[都市計画総局市街地整備部新長田南再開発事務所] 3078

▽施行者の変動（神戸海上新都心土地区画整理事業）

[都市計画総局市街地整備部市街地整備課] 3079

▽施行者の変動（神戸海上新都心南土地区画整理事業）

[都市計画総局市街地整備部市街地整備課] 3079

▽規約の変更の認可（神戸海上新都心南土地区画整理事業）

[都市計画総局市街地整備部市街地整備課] 3080

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（事業系ごみ有料指定袋の購入）

[行財政局財政部経理課] 3080

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（六甲アイランド高校コンピュータシステム等借上げ）

[行財政局財政部経理課] 3083

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（布施畑環境センター破砕選別施設選別処理等業務）

[行財政局財政部経理課] 3086

▽建築協定書の提出及びその縦覧（鳴子1丁目14番地区建築協定）

[都市計画総局建築指導部建築安全課] 3090

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（国民健康保険電算システム開発業務）

[保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課] 3091

▽開発行為に関する工事の完了（灘区土山町）

[建設局総務部宅地開発指導課] 3091

▽開発行為に関する工事の完了（兵庫区滝山町）

[建設局総務部宅地開発指導課] 3092

- ▽開発行為に関する工事の完了（北区鹿の子  
台南町5丁目）  
[建設局総務部宅地開発指導課] 3092

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
（神戸市情報教育基盤サービスの調達）  
[教育委員会事務局総務部調査課] 3092

### 区 役 所

- ▽臨時運行許可番号標の失効  
[兵庫区まちづくり推進部市民課] 3102

### 水 道 局

- ▽神戸市水道局公印規程により印影等を印刷  
できる文書の名称，使用公印の名称等（神  
戸市（一般・指名）競争入札参加資格認定  
通知書ほか） [水道局総務部庶務課] 3102

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
（口径20ミリメートル水道メータ（新調品）  
購入） [水道局総務部庶務課] 3102

### 交 通 局

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
（路線バス用タイヤ購入）  
[交通局総務課] 3106

- ▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決  
定（IC対応駅務機器購入（その2））  
[交通局総務課] 3109

- ▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決  
定（バスIC対応に伴うネットワーク装置の  
追加購入） [交通局総務課] 3110

### 教 育 委 員 会

- ▽神戸市立小磯記念美術館の臨時休館  
[教育委員会事務局博物館小磯記念美術館] 3110

- ▽神戸市埋蔵文化財センターの臨時休館  
[教育委員会事務局社会教育部文化財課] 3111

### 財団法人神戸港埠頭公社

- ▽「一般競争入札」による不動産売却（灘区  
鶴甲1丁目）  
[財団法人神戸港埠頭公社経営管理部経営  
振興課] 3111

**規 則**

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

**神戸市規則第41号**

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年 3月規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1 D階層の項中「24,000円未満」を「27,000円未満」に、「24,000円以上64,000円」を「27,000円以上72,000円」に、「64,000円以上」を「72,000円以上」に、「160,000円」を「180,000円」に、「408,000円」を「459,000円」に改め、同表備考第3項中「児童が入所している」を「児童（就学前の者に限る。）が保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）に入所し、又は障害児施設（法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に通所している」に改め、同表備考第4項中「入所している」を「保育所等に入所し、又は障害児施設に通所している」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市児童福祉法施行細則の規定は、平成19年 4月 1日から適用する。

**告 示****神戸市告示第620号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年 3月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 公の施設

神戸市北区有馬町1019番地

神戸市立有馬温泉観光交流センター

2 指定管理者

神戸市中央区港島中町 6 丁目 9 番 1

財団法人神戸国際観光コンベンション協会

理事 大 麻 博 範

3 指定期間

平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

**神戸市告示第621号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年 3月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 公の施設  
神戸市北区有馬町1642番地  
神戸市立太閤の湯殿館
  - 2 指定管理者  
神戸市中央区港島中町 6 丁目 9 番 1  
財団法人神戸国際観光コンベンション協会  
理事 大麻 博範
  - 3 指定期間  
平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで
- 

**神戸市告示第622号**

神戸市契約規則（昭和39年 3月規則第120号）第59条の規定に基づき、市長が定める額を次のように定める。

平成20年 3月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市契約規則第59条の市長が定める額は、5,000,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年 4月 1日から施行する。  
（旧告示の廃止）
  - 2 神戸市契約規則第59条に規定する金額（平成18年 4月告示第101号）は、廃止する。
- 

**神戸市告示第623号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年 3月11日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 届け出た地縁による団体
  - (1) 名 称  
上北古自治会
  - (2) 事務所  
神戸市西区神出町宝勢123番地の 1
  - (3) 代表者の氏名  
岩井 正
  - (4) 代表者の住所  
神戸市西区神出町宝勢123番地の 1
- 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「桃尾 保行」を「岩井 正」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市西区神出町宝勢613番地の3」を「神戸市神出町宝勢123番地の1」に改める。

## 3 変更の年月日

平成20年 1月14日

**神戸市告示第637号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 病院、診療所又は薬局

| 名 称                        | 所 在 地               | 廃止年月日         |
|----------------------------|---------------------|---------------|
| 萩野医院                       | 兵庫区湊川町10丁目13番 6 号   | 平成19年12月31日   |
| 医療法人社団林山朝日診療所はやし<br>まクリニック | 長田区林山町 7 番地の 5      | 平成19年11月30日   |
| 伊藤耳鼻咽喉科医院                  | 垂水区星陵台 5 丁目 6 番18号  | 平成19年11月14日   |
| 小島内科医院                     | 垂水区本多聞 4 丁目 1 番256号 | 平成19年11月30日   |
| 安部内科婦人科クリニック               | 北区有野中町 1 丁目11番10号   | 平成17年 5 月31日  |
| かねまつ歯科                     | 灘区岸地通 5 丁目 1 番 4 号  | 平成 7 年 3 月31日 |
| 北野坂鳥居歯科医院                  | 中央区中山手通 1 丁目 8 番17号 | 平成18年12月31日   |
| サザンヘルム調剤薬局                 | 東灘区森南町 1 丁目12番19号   | 平成19年10月31日   |
| たんばぼ薬局西神戸店                 | 長田区腕塚町 2 丁目 2 番 4 号 | 平成19年11月30日   |
| スマイル薬局垂水店                  | 垂水区五色山 3 丁目 5 番21号  | 平成19年10月31日   |

## 2 指定訪問看護事業者等

| 指定訪問看護事業者等の名称 | 指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称 | 当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地 | 廃止年月日        |
|---------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|--------------|
| 神戸医療生活協同組合    | 長田区腕塚町 2 丁目 2 番10号    | 訪問看護ステーションつばさ          | 長田区腕塚町 2 丁目 2 番 2 号     | 平成19年11月30日  |
| 医療法人社団慈恵会     | 須磨区磯馴町 4 丁目 1 番 6 号   | 北須磨訪問看護・リハビリセンター       | 須磨区中落合 2 丁目 3 番 1 号     | 平成19年 4 月30日 |

**神戸市告示第638号**

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 病院、診療所又は薬局

| 名 称              | 所 在 地                 | 指定年月日             |
|------------------|-----------------------|-------------------|
| 安部内科婦人科クリニック     | 北区有野中町 1 丁目 11 番 10 号 | 平成 17 年 6 月 1 日   |
| 医療法人社団いざわ内科クリニック | 中央区橋通 4 丁目 2 番 18 号   | 平成 19 年 12 月 1 日  |
| にしはらクリニック        | 中央区熊内町 1 丁目 8 番 17 号  | 平成 19 年 11 月 12 日 |
| 北野坂鳥居歯科医院        | 中央区中山手通 1 丁目 8 番 17 号 | 平成 19 年 1 月 1 日   |
| サザンヘルム調剤薬局       | 東灘区森南町 1 丁目 12 番 19 号 | 平成 19 年 11 月 1 日  |
| スマイル薬局           | 垂水区五色山 3 丁目 5 番 21 号  | 平成 19 年 11 月 1 日  |

## 2 指定訪問看護事業者等

| 指定訪問看護事業者等の名称 | 指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称 | 当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地 | 指定年月日            |
|---------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|------------------|
| 神戸医療生活協同組合    | 長田区腕塚町 2 丁目 2 番 10 号  | 訪問看護ステーションつばさ          | 長田区大橋町 5 丁目 2 番 1 号     | 平成 19 年 12 月 1 日 |
| 医療法人社団慈恵会     | 須磨区磯馴町 4 丁目 1 番 6 号   | 北須磨訪問看護・リハビリセンター       | 須磨区友が丘 7 丁目 1 番 31 号    | 平成 19 年 5 月 1 日  |

### 神戸市告示第639号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、当該指定医療機関の名称に変更があったとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

#### 1 病院、診療所又は薬局

| 名 称                    | 所 在 地               | 変更年月日            |
|------------------------|---------------------|------------------|
| (新)西クリニック<br>(旧)西外科診療所 | 北区西大池 1 丁目 3 番 22 号 | 平成 19 年 12 月 1 日 |

### 神戸市告示第640号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

#### 1 病院、診療所又は薬局

| 名 称     | 所 在 地                  | 休止年月日            |
|---------|------------------------|------------------|
| 五位ノ池診療所 | 長田区五位ノ池町 3 丁目 9 番 25 号 | 平成 19 年 10 月 1 日 |

### 神戸市告示第641号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 柔道整復師

| 施術者の氏名 | 施術所の名称   | 施術所の所在地       | 廃止年月日       |
|--------|----------|---------------|-------------|
| 宮内 英一  | サクラ整骨鍼灸院 | 北区有野台2丁目1番地の7 | 平成19年11月30日 |

**神戸市告示第642号**

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 柔道整復師

| 施術者の氏名 | 施術所の名称   | 施術所の所在地          | 指定年月日       |
|--------|----------|------------------|-------------|
| 岩佐 剛   | サクラ整骨鍼灸院 | 北区有野台2丁目1番地の7    | 平成19年12月1日  |
| 富永 宏幸  | 妙法寺鍼灸整骨院 | 須磨区妙法寺字荒打308番地の6 | 平成19年11月1日  |
| 枝川 淳二  | 名谷整骨院鍼灸院 | 須磨区中落合2丁目3番1号    | 平成19年12月13日 |

## 2 あんまマッサージ指圧師

| 施術者の氏名 | 施術所の名称    | 施術所の所在地        | 指定年月日       |
|--------|-----------|----------------|-------------|
| 濱田 勉   | 濱田指圧鍼灸施術所 | 兵庫区湊町2丁目3番14号  | 平成19年11月1日  |
| 瀬戸 信哉  | 瀬戸 信哉     | 中央区筒井町3丁目17番9号 | 平成19年12月1日  |
| 日合 豊   | 名谷整骨院鍼灸院  | 須磨区中落合2丁目3番1号  | 平成19年12月13日 |

**神戸市告示第643号**

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 居宅介護事業者

| 介護事業者の名称      | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定に係る介護事業所の名称         | 当該指定に係る介護事業所の所在地 | 廃止年月日       |
|---------------|------------------|-------------------------|------------------|-------------|
| 医療法人社団林山朝日診療所 | 長田区林山町7番地の5      | 医療法人社団林山朝日診療所はやしやまクリニック | 長田区林山町7番地の5      | 平成19年11月30日 |
| 小島 正守         | 垂水区本多聞4丁目1番256号  | 小島内科医院                  | 垂水区本多聞4丁目1番256号  | 平成19年11月30日 |
| たんぼぼ薬局株式会社    | 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地 | たんぼぼ薬局西神戸店              | 長田区腕塚町2丁目2番4号    | 平成19年11月30日 |
| 有限会社カノン       | 灘区岩屋北町5丁目1番31号   | スマイル薬局垂水店               | 垂水区五色山3丁目5番21号   | 平成19年10月31日 |
| 神戸医療生活協同組合    | 長田区腕塚町2丁目2番10号   | 訪問看護ステーションつばさ           | 長田区腕塚町2丁目2番2号    | 平成19年11月30日 |
| 医療法人社団慈恵会     | 須磨区磯馴町4丁目1番6号    | 北須磨訪問看護・リハビリセンター        | 須磨区中落合2丁目3番1号    | 平成19年4月30日  |
| 社会福祉法人協同の苑    | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 協同の苑は～とらんど甲南ホームヘルプ      | 東灘区甲南町2丁目1番20号   | 平成19年9月10日  |

|                      |                        |                            |                         |              |
|----------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------|--------------|
| 医療法人社団大智<br>会市橋クリニック | 東灘区深江北町 5<br>丁目 7 番15号 | 訪問介護ステーシ<br>ョンモモ           | 東灘区魚崎南町 4<br>丁目 5 番17号  | 平成19年 7 月22日 |
| 株式会社アミティ<br>ージョイ     | 中央区御幸通 6 丁<br>目 1 番20号 | アミティー介護セ<br>ンター須磨          | 須磨区大田町 4 丁<br>目 3 番 7 号 | 平成19年 6 月30日 |
| シティネット・ト<br>ラスト株式会社  | 西宮市北口町 1 番<br>12号      | グッドライフ板宿<br>福祉用具貸与事業<br>所  | 須磨区大池町 2 丁<br>目 1 番14号  | 平成19年12月 1 日 |
| シティネット・ト<br>ラスト株式会社  | 西宮市北口町 1 番<br>12号      | グッドライフ板宿<br>デイサービスセン<br>ター | 須磨区大池町 2 丁<br>目 1 番14号  | 平成19年12月 1 日 |

## 3 居宅介護支援事業者

| 介護事業者の名称             | 介護事業者の主たる事務所の所在地        | 当該指定に係る介護事業所の名称                            | 当該指定に係る介護事業所の所在地        | 廃止年月日         |
|----------------------|-------------------------|--------------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 医療法人社団慈恵<br>会        | 須磨区磯馴町 4 丁<br>目 1 番 6 号 | 北須磨訪問看護・<br>リハビリセンター                       | 須磨区中落合 2 丁<br>目 3 番 1 号 | 平成19年 4 月30日  |
| 社会福祉法人協同<br>の苑       | 東灘区向洋町中 3<br>丁目 1 番地の 2 | 社会福祉法人協同<br>の苑居宅介護支援<br>事業所協同の苑六<br>甲アイランド | 東灘区向洋町中 3<br>丁目 1 番地の 2 | 平成19年 8 月 1 日 |
| 医療法人社団大智<br>会市橋クリニック | 東灘区深江北町 5<br>丁目 7 番15号  | ケアプランセンタ<br>ー・アトレユ                         | 東灘区魚崎南町 4<br>丁目 5 番17号  | 平成19年 7 月22日  |
| 株式会社アミティ<br>ージョイ     | 中央区御幸通 6 丁<br>目 1 番20号  | アミティー介護セ<br>ンター須磨                          | 須磨区大田町 4 丁<br>目 3 番 7 号 | 平成19年 6 月30日  |

## 4 特定福祉用具販売事業者

| 介護事業者の名称            | 介護事業者の主たる事務所の所在地  | 当該指定に係る介護事業所の名称           | 当該指定に係る介護事業所の所在地       | 廃止年月日        |
|---------------------|-------------------|---------------------------|------------------------|--------------|
| シティネット・ト<br>ラスト株式会社 | 西宮市北口町 1 番<br>12号 | グッドライフ板宿<br>福祉用具貸与事業<br>所 | 須磨区大池町 2 丁<br>目 1 番14号 | 平成19年12月 1 日 |

## 5 介護予防事業者

| 介護事業者の名称             | 介護事業者の主たる事務所の所在地        | 当該指定に係る介護事業所の名称            | 当該指定に係る介護事業所の所在地        | 廃止年月日        |
|----------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|--------------|
| たんばば薬局株式<br>会社       | 岐阜県岐阜市若宮<br>町 9 丁目16番地  | たんばば薬局西神<br>戸店             | 長田区腕塚町 2 丁<br>目 2 番 4 号 | 平成19年11月30日  |
| 神戸医療生活協同<br>組合       | 長田区腕塚町 2 丁<br>目 2 番10号  | 訪問看護ステーシ<br>ョンつばさ          | 長田区腕塚町 2 丁<br>目 2 番 2 号 | 平成19年11月30日  |
| 医療法人社団慈恵<br>会        | 須磨区磯馴町 4 丁<br>目 1 番 6 号 | 北須磨訪問看護・<br>リハビリセンター       | 須磨区中落合 2 丁<br>目 3 番 1 号 | 平成19年 4 月30日 |
| 社会福祉法人協同<br>の苑       | 東灘区向洋町中 3<br>丁目 1 番地の 2 | 協同の苑は～とら<br>んど甲南ホームヘ<br>ルプ | 東灘区甲南町 2 丁<br>目 1 番20号  | 平成19年 9 月10日 |
| 医療法人社団大智<br>会市橋クリニック | 東灘区深江北町 5<br>丁目 7 番15号  | 訪問介護ステーシ<br>ョンモモ           | 東灘区魚崎南町 4<br>丁目 5 番17号  | 平成19年 7 月22日 |
| 株式会社アミティ<br>ージョイ     | 中央区御幸通 6 丁<br>目 1 番20号  | アミティー介護セ<br>ンター須磨          | 須磨区大田町 4 丁<br>目 3 番 7 号 | 平成19年 6 月30日 |



|                 |             |                    |                |            |
|-----------------|-------------|--------------------|----------------|------------|
| シティネット・トラスト株式会社 | 西宮市北口町1番12号 | グッドライフ板宿福祉用具貸与事業所  | 須磨区大池町2丁目1番14号 | 平成19年12月1日 |
| シティネット・トラスト株式会社 | 西宮市北口町1番12号 | グッドライフ板宿デイサービスセンター | 須磨区大池町2丁目1番14号 | 平成19年12月1日 |

## 6 地域包括支援センター

| 介護事業者の名称   | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定に係る介護事業所の名称         | 当該指定に係る介護事業所の所在地 | 廃止年月日     |
|------------|------------------|-------------------------|------------------|-----------|
| 社会福祉法人協同の苑 | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 協同の苑六甲アイランドあんしんすこやかセンター | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 平成19年8月1日 |

## 7 特定介護予防福祉用具販売事業者

| 介護事業者の名称        | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定に係る介護事業所の名称   | 当該指定に係る介護事業所の所在地 | 廃止年月日      |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|------------|
| シティネット・トラスト株式会社 | 西宮市北口町1番12号      | グッドライフ板宿福祉用具貸与事業所 | 須磨区大池町2丁目1番14号   | 平成19年12月1日 |

## 神戸市告示第644号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 居宅介護事業者

| 介護事業者の名称         | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる介護事業所の名称   | 当該指定にかかる介護事業所の所在地 | 指定年月日       |
|------------------|------------------|--------------------|-------------------|-------------|
| 医療法人社団いざわ内科クリニック | 中央区橘通4丁目2番18号    | 医療法人社団いざわ内科クリニック   | 中央区橘通4丁目2番18号     | 平成19年12月1日  |
| 西原 徳文            | 西宮市獅子ヶ口町10番12号   | にしはらクリニック          | 中央区熊内町1丁目8番17号    | 平成19年11月12日 |
| 株式会社ウィズ          | 垂水区五色山3丁目5番21号   | スマイル薬局             | 垂水区五色山3丁目5番21号    | 平成19年11月1日  |
| 神戸医療生活協同組合       | 長田区腕塚町2丁目2番10号   | 訪問看護ステーションつばさ      | 長田区大橋町5丁目2番1号     | 平成19年12月1日  |
| 医療法人社団慈恵会        | 須磨区磯馴町4丁目1番6号    | 北須磨訪問看護・リハビリセンター   | 須磨区友が丘7丁目1番31号    | 平成19年5月1日   |
| 社会福祉法人協同の苑       | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 協同の苑六甲アイランドホームヘルプ  | 東灘区向洋町中3丁目2番地の6   | 平成19年9月10日  |
| 医療法人社団大智会市橋クリニック | 東灘区深江北町5丁目7番15号  | 訪問介護ステーションモモ       | 東灘区深江北町4丁目12番13号  | 平成19年7月22日  |
| 医療法人社団林山朝日診療所    | 長田区林山町7番5号       | パワーリハビリ・デイサービスかみさわ | 兵庫区下沢通5丁目2番9号     | 平成19年12月1日  |

|            |                |                    |                |            |
|------------|----------------|--------------------|----------------|------------|
| 株式会社グッドライフ | 須磨区大池町2丁目1番14号 | グッドライフ板宿福祉用具貸与事業所  | 須磨区大池町2丁目1番14号 | 平成19年12月1日 |
| 株式会社グッドライフ | 須磨区大池町2丁目1番14号 | グッドライフ板宿デイサービスセンター | 須磨区大池町2丁目1番14号 | 平成19年12月1日 |

## 3 居宅介護支援事業者

| 介護事業者の名称         | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる介護事業所の名称  | 当該指定にかかる介護事業所の所在地 | 指定年月日      |
|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 医療法人社団慈恵会        | 須磨区磯馴町4丁目1番6号    | 北須磨訪問看護・リハビリセンター  | 須磨区友が丘7丁目1番31号    | 平成19年5月1日  |
| 社会福祉法人協同の苑       | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 協同の苑六甲アイランド居宅介護支援 | 東灘区向洋町中3丁目2番地の6   | 平成19年8月1日  |
| 医療法人社団大智会市橋クリニック | 東灘区深江北町5丁目7番15号  | ケアプランセンター・アトレユ    | 東灘区深江北町4丁目12番13号  | 平成19年7月22日 |
| 有限会社朋            | 兵庫区小松通5丁目2番9号    | 有限会社朋居宅介護支援事業所    | 兵庫区小松通5丁目2番9号     | 平成19年12月1日 |

## 4 特定福祉用具販売事業者

| 介護事業者の名称   | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる介護事業所の名称  | 当該指定にかかる介護事業所の所在地 | 指定年月日      |
|------------|------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 株式会社グッドライフ | 須磨区大池町2丁目1番14号   | グッドライフ板宿福祉用具貸与事業所 | 須磨区大池町2丁目1番14号    | 平成19年12月1日 |

## 5 介護予防事業者

| 介護事業者の名称         | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる介護事業所の名称  | 当該指定にかかる介護事業所の所在地 | 指定年月日       |
|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 医療法人社団いざわ内科クリニック | 中央区橘通4丁目2番18号    | 医療法人社団いざわ内科クリニック  | 中央区橘通4丁目2番18号     | 平成19年12月1日  |
| 西原 徳文            | 西宮市獅子ヶ口町10番12号   | にしはらクリニック         | 中央区熊内町1丁目8番17号    | 平成19年11月12日 |
| 株式会社ウィズ          | 垂水区五色山3丁目5番21号   | スマイル薬局            | 垂水区五色山3丁目5番21号    | 平成19年11月1日  |
| 神戸医療生活協同組合       | 長田区腕塚町2丁目2番10号   | 訪問看護ステーションつばさ     | 長田区大橋町5丁目2番1号     | 平成19年12月1日  |
| 医療法人社団慈恵会        | 須磨区磯馴町4丁目1番6号    | 北須磨訪問看護・リハビリセンター  | 須磨区友が丘7丁目1番31号    | 平成19年5月1日   |
| 社会福祉法人協同の苑       | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 協同の苑六甲アイランドホームヘルプ | 東灘区向洋町中3丁目2番地の6   | 平成19年9月10日  |
| 医療法人社団大智会市橋クリニック | 東灘区深江北町5丁目7番15号  | 訪問介護ステーションモモ      | 東灘区深江北町4丁目12番13号  | 平成19年7月22日  |

|               |                |                    |                |            |
|---------------|----------------|--------------------|----------------|------------|
| 医療法人社団林山朝日診療所 | 長田区林山町7番5号     | パワーリハビリ・デイサービスかみさわ | 兵庫区下沢通5丁目2番9号  | 平成19年12月1日 |
| 株式会社グッドライフ    | 須磨区大池町2丁目1番14号 | グッドライフ板宿福祉用具貸与事業所  | 須磨区大池町2丁目1番14号 | 平成19年12月1日 |
| 株式会社グッドライフ    | 須磨区大池町2丁目1番14号 | グッドライフ板宿デイサービスセンター | 須磨区大池町2丁目1番14号 | 平成19年12月1日 |

## 6 地域包括支援センター

| 介護事業者の名称   | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる介護事業所の名称        | 当該指定にかかる介護事業所の所在地 | 指定年月日     |
|------------|------------------|-------------------------|-------------------|-----------|
| 社会福祉法人協同の苑 | 東灘区向洋町中3丁目1番地の2  | 協同の苑六甲アイランドあんしんすこやかセンター | 東灘区向洋町中3丁目2番地の6   | 平成19年8月1日 |

## 7 特定介護予防福祉用具販売事業者

| 介護事業者の名称   | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定にかかる介護事業所の名称  | 当該指定にかかる介護事業所の所在地 | 指定年月日      |
|------------|------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 株式会社グッドライフ | 須磨区大池町2丁目1番14号   | グッドライフ板宿福祉用具貸与事業所 | 須磨区大池町2丁目1番14号    | 平成19年12月1日 |

**神戸市告示第645号**

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 居宅介護事業者

| 介護事業者の名称                           | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定に係る介護事業所の名称        | 当該指定に係る介護事業所の所在地 | 変更年月日      |
|------------------------------------|------------------|------------------------|------------------|------------|
| (新)医療法人社団西クリニック<br>(旧)医療法人社団西外科診療所 | 北区西大池1丁目3番22号    | (新)西クリニック<br>(旧)西外科診療所 | 北区西大池1丁目3番22号    | 平成19年12月1日 |

## 2 居宅介護支援事業者

| 介護事業者の名称 | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定に係る介護事業所の名称                  | 当該指定に係る介護事業所の所在地 | 変更年月日     |
|----------|------------------|----------------------------------|------------------|-----------|
| 医療法人浩生会  | 垂水区舞子台7丁目2番1号    | (新)居宅支援まいこだい<br>(旧)在宅介護支援センター舞子台 | 垂水区舞子台7丁目2番1号    | 平成18年4月1日 |

|            |                |                                       |                |           |
|------------|----------------|---------------------------------------|----------------|-----------|
| 社会福祉法人絆福祉会 | 垂水区塩屋町6丁目38番8号 | (新)居宅介護支援事業所ふるさと<br>(旧)在宅介護支援センターふるさと | 垂水区塩屋町6丁目38番8号 | 平成18年4月1日 |
|------------|----------------|---------------------------------------|----------------|-----------|

### 3 介護予防事業者

| 介護事業者の名称                           | 介護事業者の主たる事務所の所在地 | 当該指定に係る介護事業所の名称        | 当該指定に係る介護事業所の所在地 | 変更年月日      |
|------------------------------------|------------------|------------------------|------------------|------------|
| (新)医療法人社団西クリニック<br>(旧)医療法人社団西外科診療所 | 北区西大池1丁目3番22号    | (新)西クリニック<br>(旧)西外科診療所 | 北区西大池1丁目3番22号    | 平成19年12月1日 |

## 神戸市告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、市道路線を次のように認定し、廃止し、及び変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

神戸市長 矢田立郎

### 1 認定する市道路線

| 路線名       | 起 点                    | 終 点                    |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 菖蒲が丘49号線  | 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番4地先     | 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番5地先     |
| 菖蒲が丘50号線  | 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番6地先     | 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番58地先    |
| 菖蒲が丘51号線  | 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番84地先    | 神戸市北区菖蒲が丘1丁目22番76地先    |
| 藤原台北町90号線 | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番9地先    | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番49地先   |
| 藤原台北町91号線 | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番9地先    | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番37地先   |
| 藤原台北町92号線 | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番46地先   | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番31地先   |
| 藤原台北町93号線 | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番80地先   | 神戸市北区藤原台北町2丁目15番90地先   |
| 松宮山1号線    | 神戸市北区山田町小部字松宮山10番60地先  | 神戸市北区山田町小部字松宮山10番88地先  |
| 多井畑東26号線  | 神戸市須磨区多井畑東町27番24地先     | 神戸市須磨区多井畑東町27番32地先     |
| 多井畑東27号線  | 神戸市須磨区多井畑東町27番36地先     | 神戸市須磨区多井畑東町27番28地先     |
| 五色山10号線   | 神戸市垂水区五色山4丁目1936番49地先  | 神戸市垂水区五色山4丁目1936番69地先  |
| 西舞子4号線    | 神戸市垂水区西舞子7丁目300番14地先   | 神戸市垂水区西舞子7丁目300番10地先   |
| 有瀬東山線     | 神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹800番21地先 | 神戸市西区伊川谷町有瀬字皆竹800番20地先 |
| 小束台3号線    | 神戸市垂水区小束台868番1041地先    | 神戸市垂水区小束台868番1077地先    |
| 小束台4号線    | 神戸市垂水区小束台868番1047地先    | 神戸市垂水区小束台868番1054地先    |
| 小束台5号線    | 神戸市垂水区小束台868番1047地先    | 神戸市垂水区小束台868番57地先      |
| 小束台6号線    | 神戸市垂水区小束台868番1113地先    | 神戸市垂水区小束台868番1090地先    |
| 小束台7号線    | 神戸市垂水区小束台868番1084地先    | 神戸市垂水区小束台868番1097地先    |

|           |                        |                         |
|-----------|------------------------|-------------------------|
| 小束台 8 号線  | 神戸市垂水区小束台868番57地先      | 神戸市垂水区小束台868番1111地先     |
| 小束台 9 号線  | 神戸市垂水区小束台868番1111地先    | 神戸市西区学園西町 8 丁目 4 番 1 地先 |
| 小束台10号線   | 神戸市垂水区小束台868番1083地先    | 神戸市垂水区小束台868番994地先      |
| 小束台11号線   | 神戸市垂水区小束台868番948地先     | 神戸市垂水区小束台868番949地先      |
| 小束台12号線   | 神戸市垂水区小束台868番956地先     | 神戸市垂水区小束台868番957地先      |
| 小束台13号線   | 神戸市垂水区小束台868番963地先     | 神戸市垂水区小束台868番988地先      |
| 小束台14号線   | 神戸市垂水区小束台868番989地先     | 神戸市垂水区小束台868番1005地先     |
| 小束台15号線   | 神戸市垂水区小束台868番1004地先    | 神戸市垂水区小束台868番1110地先     |
| 小束台16号線   | 神戸市垂水区小束台868番962地先     | 神戸市垂水区小束台868番975地先      |
| 小束台17号線   | 神戸市垂水区小束台868番971地先     | 神戸市垂水区小束台868番982地先      |
| 小束台18号線   | 神戸市垂水区小束台868番979地先     | 神戸市垂水区小束台868番987地先      |
| 小束台19号線   | 神戸市垂水区小束台868番956地先     | 神戸市垂水区小束台868番1001地先     |
| 水谷47号線    | 神戸市西区水谷 3 丁目205番18地先   | 神戸市西区水谷 3 丁目211番15地先    |
| 港島38号線    | 神戸市中央区港島 1 丁目11番地先     | 神戸市中央区港島 1 丁目10番地先      |
| 淡河中山 1 号線 | 神戸市北区淡河町中山字南沢955番 3 地先 | 神戸市北区淡河町中山字東片木929番地先    |
| 淡河中山 2 号線 | 神戸市北区淡河町中山字東片木914番地先   | 神戸市北区淡河町中山字東片木938番地先    |
| 淡河中山 3 号線 | 神戸市北区淡河町中山字西片木883番地先   | 神戸市北区淡河町中山字西片木887番地先    |
| 淡河中山 4 号線 | 神戸市北区淡河町中山字西片木878番地先   | 神戸市北区淡河町中山字西片木881番地先    |
| 淡河中山 5 号線 | 神戸市北区淡河町中山字東前田864番地先   | 神戸市北区淡河町中山字東前田867番地先    |
| 淡河中山 6 号線 | 神戸市北区淡河町中山字石原808番地先    | 神戸市北区淡河町中山字石原781番地先     |
| 淡河中山 7 号線 | 神戸市北区淡河町中山字石原781番地先    | 神戸市北区淡河町中山字石原787番地先     |
| 淡河中山 8 号線 | 神戸市北区淡河町中山字西前田836番地先   | 神戸市北区淡河町中山字下垣746番地先     |
| 淡河中山 9 号線 | 神戸市北区淡河町中山字石原775番地先    | 神戸市北区淡河町中山字下垣747番地先     |
| 淡河中山10号線  | 神戸市北区淡河町中山字茶屋垣676番地先   | 神戸市北区淡河町中山字北上662番地先     |
| 淡河中山11号線  | 神戸市北区淡河町中山字岡沢687番地先    | 神戸市北区淡河町中山字岡沢682番地先     |
| 淡河中山12号線  | 神戸市北区淡河町中山字岡沢681番地先    | 神戸市北区淡河町中山字岡沢693番地先     |
| 淡河中山13号線  | 神戸市北区淡河町中山字東沢655番 2 地先 | 神戸市北区淡河町中山字東沢631番地先     |
| 淡河中山14号線  | 神戸市北区淡河町中山字平岡716番地先    | 神戸市北区淡河町中山字平岡715番地先     |
| 淡河中山15号線  | 神戸市北区淡河町中山字田谷737番地先    | 神戸市北区淡河町中山字田谷724番地先     |
| 淡河中山16号線  | 神戸市北区淡河町中山字下垣741番地先    | 神戸市北区淡河町中山字下垣744番地先     |

|          |                          |                          |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| 淡河中山17号線 | 神戸市北区淡河町中山字東沢638番地先      | 神戸市北区淡河町中山字東沢641番地先      |
| 淡河本町11号線 | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2670番地先     | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2621番地先     |
| 淡河本町12号線 | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2657番地先     | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2683番地先     |
| 淡河本町13号線 | 神戸市北区淡河町淡河字原2612番地先      | 神戸市北区淡河町淡河字原2608番地先      |
| 淡河本町14号線 | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2645番地先     | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2674番地先     |
| 淡河本町15号線 | 神戸市北区淡河町淡河字尻谷2628番地先     | 神戸市北区淡河町淡河字弘法垣2576番地先    |
| 淡河本町16号線 | 神戸市北区淡河町淡河字弘法垣2583番地先    | 神戸市北区淡河町淡河字弘法垣2567番地先    |
| 勝雄 1 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字瀧谷2057番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字南垣内1268番地先    |
| 勝雄 2 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字野尻2044番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原1650番地先    |
| 勝雄 3 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字中島1999番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字煙谷1073番 6 地先  |
| 勝雄 4 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字煙谷2028番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字煙谷2032番地先     |
| 勝雄 5 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字門之本1986番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字中島1998番 2 地先  |
| 勝雄 6 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字野口屋1920番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字山崎1886番地先     |
| 勝雄 7 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字栗林2074番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字門之本975番地先     |
| 勝雄 8 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字野口屋1928番 1 地先 | 神戸市北区淡河町勝雄字野口屋1938番地先    |
| 勝雄 9 号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字測之上1696番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字測之上1709番 2 地先 |
| 勝雄10号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字野口屋1949番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字野口屋1941番地先    |
| 勝雄11号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字姥1748番地先      | 神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1904番地先     |
| 勝雄12号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字栗林2099番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字南垣内2132番地先    |
| 勝雄13号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原432番 1 地先  | 神戸市北区淡河町勝雄字南垣内2143番地先    |
| 勝雄14号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字測之上1696番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字西沢510番 5 地先   |
| 勝雄15号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字西沢1724番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字西沢512番 2 地先   |
| 勝雄16号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字姥1743番地先      | 神戸市北区淡河町勝雄字姥1755番地先      |
| 勝雄17号線   | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原1690番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字田中1613番地先     |

|        |                         |                         |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 勝雄18号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原1661番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字田中1624番地先    |
| 勝雄19号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字田中350番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字田中370番 1 地先  |
| 勝雄20号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字田中1615番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字田中370番 1 地先  |
| 勝雄21号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字姥1732番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字山添1591番 1 地先 |
| 勝雄22号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字姥1732番地先     | 神戸市北区淡河町勝雄字姥1755番地先     |
| 勝雄23号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原400番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原1650番地先   |
| 勝雄24号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原1650番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字中川原1653番地先   |
| 勝雄25号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字田中1625番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字倉繩93番 5 地先   |
| 勝雄26号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字倉繩93番 3 地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字宮ノ浦2159番地先   |
| 勝雄27号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字上ノ原230番 2 地先 | 神戸市北区淡河町勝雄字聖神591番地先     |
| 勝雄28号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字田中1638番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字宮ノ前2192番地先   |
| 勝雄29号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字倉繩2223番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字天神之口1474番地先  |
| 勝雄30号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字山添1557番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字山添1546番 1 地先 |
| 勝雄31号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字宮ノ前69番 3 地先  | 神戸市北区淡河町勝雄字倉繩2203番地先    |
| 勝雄32号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字上ノ原1513番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字辻之欠640番地先    |
| 勝雄33号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字宮ノ浦2157番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字宮ノ浦38番 1 地先  |
| 勝雄34号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字落ノ本1492番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字空山1793番地先    |
| 勝雄35号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字空山1783番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字空山1813番地先    |
| 勝雄36号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字落ノ本1478番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字空山1813番地先    |
| 勝雄37号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字山之谷1884番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字山之谷1846番地先   |
| 勝雄38号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字山之谷1868番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字山之谷766番 1 地先 |
| 勝雄39号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字辻之欠639番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字山之谷1865番地先   |
| 勝雄40号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字横谷1831番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字山之谷1865番地先   |
| 勝雄41号線 | 神戸市北区淡河町勝雄字空山1826番地先    | 神戸市北区淡河町勝雄字空山1822番地先    |

|         |                       |                        |
|---------|-----------------------|------------------------|
| 勝雄42号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字辻之欠639番地先  | 神戸市北区淡河町勝雄字辻之欠1777番地先  |
| 勝雄43号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字山崎1886番地先  | 神戸市北区淡河町勝雄字山崎812番地先    |
| 勝雄44号線  | 神戸市北区淡河町勝雄字聖神599番地先   | 神戸市北区淡河町勝雄字聖神570番地先    |
| 前開51号線  | 神戸市西区伊川谷町前開字櫻本108番地先  | 神戸市西区伊川谷町前開字大池ノ尻73番1地先 |
| 西戸田21号線 | 神戸市西区平野町西戸田字住吉元594番38 | 神戸市西区平野町西戸田字西山715番3    |
| 港島39号線  | 神戸市中央区港島中町4丁目6番1地先    | 神戸市中央区港島1丁目2番2地先       |
| 港島40号線  | 神戸市中央区港島2丁目4番2地先      | 神戸市中央区港島南町5丁目2番7地先     |
| 港島41号線  | 神戸市中央区港島9丁目2番3        | 神戸市中央区港島南町4丁目1番10地先    |
| 港島42号線  | 神戸市中央区港島南町7丁目1番17地先   | 神戸市中央区港島南町7丁目1番1       |
| 港島43号線  | 神戸市中央区港島南町7丁目1番19地先   | 神戸市中央区港島南町7丁目1番10地先    |
| 港島44号線  | 神戸市中央区港島南町7丁目1番12地先   | 神戸市中央区港島南町7丁目1番1地先     |
| 港島45号線  | 神戸市中央区港島南町7丁目1番1      | 神戸市中央区港島南町7丁目1番20地先    |
| 港島46号線  | 神戸市中央区港島南町6丁目2番1地先    | 神戸市中央区港島南町6丁目6番地先      |
| 港島47号線  | 神戸市中央区港島南町6丁目3番地先     | 神戸市中央区港島南町6丁目4番1地先     |
| 港島48号線  | 神戸市中央区港島南町6丁目6番地先     | 神戸市中央区港島南町6丁目3番地先      |
| 港島49号線  | 神戸市中央区港島南町6丁目6番地先     | 神戸市中央区港島南町6丁目5番2地先     |
| 港島50号線  | 神戸市中央区港島9丁目1番         | 神戸市中央区港島南町6丁目4番1地先     |
| 港島51号線  | 神戸市中央区港島南町6丁目10番地先    | 神戸市中央区港島南町6丁目9番地先      |
| 港島52号線  | 神戸市中央区港島南町6丁目8番地先     | 神戸市中央区港島南町6丁目7番4地先     |
| 港島53号線  | 神戸市中央区港島9丁目1番         | 神戸市中央区港島南町6丁目7番3地先     |
| 港島54号線  | 神戸市中央区港島南町1丁目2番地先     | 神戸市中央区港島南町1丁目1番8地先     |
| 港島55号線  | 神戸市中央区港島南町1丁目3番2地先    | 神戸市中央区港島南町1丁目4番3地先     |
| 港島56号線  | 神戸市中央区港島南町1丁目4番6地先    | 神戸市中央区港島南町1丁目5番1地先     |
| 港島57号線  | 神戸市中央区港島南町1丁目6番2地先    | 神戸市中央区港島南町1丁目5番1地先     |



|                 |                              |                              |
|-----------------|------------------------------|------------------------------|
| 港島58号線          | 神戸市中央区港島南町 5丁目 2番 8地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 4丁目 7番 6地<br>先    |
| 港島59号線          | 神戸市中央区港島南町 5丁目 2番 9地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 5丁目 2番 5地<br>先    |
| 港島60号線          | 神戸市中央区港島南町 5丁目 2番10地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 5丁目 3番 5地<br>先    |
| 港島61号線          | 神戸市中央区港島南町 5丁目 5番 3地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 4丁目 2番 6地<br>先    |
| 港島62号線          | 神戸市中央区港島南町 5丁目 5番 3地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 5丁目 4番 3地<br>先    |
| 港島63号線          | 神戸市中央区港島南町 5丁目 4番 9地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 4丁目 6番 2地<br>先    |
| 港島64号線          | 神戸市中央区港島南町 4丁目 6番 5地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 4丁目 5番 3地<br>先    |
| 港島65号線          | 神戸市中央区港島南町 2丁目 2番 3地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 3丁目 2番 8地<br>先    |
| 港島66号線          | 神戸市中央区港島南町 3丁目 3番 2地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 4丁目 5番 5地<br>先    |
| 港島67号線          | 神戸市中央区港島南町 3丁目 6番 5地<br>先    | 神戸市中央区港島南町 3丁目 1番 9地<br>先    |
| ひよどり台南町 1<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 1番<br>1地先   | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 7番<br>地先    |
| ひよどり台南町 2<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 1丁目15番<br>120地先 | 神戸市北区ひよどり台南町 1丁目15番<br>147地先 |
| ひよどり台南町 3<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>5地先   | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>26地先  |
| ひよどり台南町 4<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>17地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>5地先   |
| ひよどり台南町 5<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 4番<br>15地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 4番<br>16地先  |
| ひよどり台南町 6<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>36地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>17地先  |
| ひよどり台南町 7<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>9地先   | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>35地先  |
| ひよどり台南町 8<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>26地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>49地先  |
| ひよどり台南町 9<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 5番<br>地先    | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 7番<br>地先    |
| ひよどり台南町10<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>27地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>21地先  |
| ひよどり台南町11<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>15地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 2番<br>10地先  |
| ひよどり台南町12<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>37地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>45地先  |
| ひよどり台南町13<br>号線 | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>68地先  | 神戸市北区ひよどり台南町 2丁目 3番<br>65地先  |

|             |                       |                       |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| ひよどり台南町14号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目3番60地先 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目3番55地先 |
| ひよどり台南町15号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番35地先 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番47地先 |
| ひよどり台南町16号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目5番地先   | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目6番21地先 |
| ひよどり台南町17号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目6番7地先  | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目5番地先   |
| ひよどり台南町18号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目7番地先   | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目1番2地先  |
| ひよどり台南町19号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目1番1地先  | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番1地先  |
| ひよどり台南町20号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目3番6地先  | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目3番7地先  |
| ひよどり台南町21号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目4番5地先  | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目4番6地先  |
| ひよどり台南町22号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目4番19地先 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目7番地先   |
| ひよどり台南町23号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番66地先 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目2番41地先 |
| ひよどり台南町24号線 | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目6番1地先  | 神戸市北区ひよどり台南町2丁目6番1地先  |
| 五色山11号線     | 神戸市垂水区五色山2丁目1432番16地先 | 神戸市垂水区五色山2丁目1432番12地先 |
| 五色山12号線     | 神戸市垂水区五色山2丁目1432番15地先 | 神戸市垂水区五色山2丁目1432番9地先  |
| 五色山13号線     | 神戸市垂水区五色山5丁目1808番8地先  | 神戸市垂水区五色山5丁目1808番21地先 |
| 学園11号線      | 神戸市西区学園東町4丁目1番1地先     | 神戸市西区学園東町4丁目51番7地先    |
| 学園東町65号線    | 神戸市西区学園東町4丁目15番1地先    | 神戸市西区学園東町4丁目24番5地先    |
| 学園東町66号線    | 神戸市西区学園東町4丁目7番地先      | 神戸市西区学園東町4丁目31番11地先   |
| 学園東町67号線    | 神戸市西区学園東町4丁目18番25地先   | 神戸市西区学園東町4丁目47番8地先    |
| 学園東町68号線    | 神戸市西区学園東町4丁目15番1地先    | 神戸市西区学園東町4丁目12番18地先   |
| 学園東町69号線    | 神戸市西区学園東町4丁目24番7地先    | 神戸市西区学園東町4丁目23番2地先    |
| 学園東町70号線    | 神戸市西区学園東町4丁目17番1地先    | 神戸市西区学園東町4丁目25番1地先    |
| 学園東町71号線    | 神戸市西区学園東町4丁目7番地先      | 神戸市西区学園東町4丁目9番2地先     |
| 学園東町72号線    | 神戸市西区学園東町4丁目30番15地先   | 神戸市西区学園東町4丁目28番13地先   |
| 学園東町73号線    | 神戸市西区学園東町4丁目6番地先      | 神戸市西区学園東町4丁目31番8地先    |
| 学園東町74号線    | 神戸市西区学園東町4丁目19番1地先    | 神戸市西区学園東町4丁目18番1地先    |
| 学園東町75号線    | 神戸市西区学園東町4丁目21番12地先   | 神戸市西区学園東町4丁目36番8地先    |
| 学園東町76号線    | 神戸市西区学園東町4丁目16番2地先    | 神戸市西区学園東町4丁目14番2地先    |
| 学園東町77号線    | 神戸市西区学園東町4丁目13番10地先   | 神戸市西区学園東町4丁目12番9地先    |
| 学園東町78号線    | 神戸市西区学園東町4丁目8番2地先     | 神戸市西区学園東町4丁目9番2地先     |
| 学園東町79号線    | 神戸市西区学園東町4丁目30番4地先    | 神戸市西区学園東町4丁目29番9地先    |
| 学園東町80号線    | 神戸市西区学園東町4丁目33番2地先    | 神戸市西区学園東町4丁目32番2地先    |
| 学園東町81号線    | 神戸市西区学園東町4丁目34番2地先    | 神戸市西区学園東町4丁目33番2地先    |
| 学園東町82号線    | 神戸市西区学園東町4丁目44番1地先    | 神戸市西区学園東町4丁目45番9地先    |

|           |                          |                          |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 学園東町83号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目43番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目44番 9 地先   |
| 学園東町84号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目42番 9 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目47番 8 地先   |
| 学園東町85号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目41番11地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目42番 1 地先   |
| 学園東町86号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目26番 9 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目27番12地先    |
| 学園東町87号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目40番11地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目41番19地先    |
| 学園東町88号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目39番11地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目38番12地先    |
| 学園東町89号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目37番11地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目53番10地先    |
| 学園東町90号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目36番 8 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目53番 1 地先   |
| 学園東町91号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目42番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目51番 9 地先   |
| 学園東町92号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目49番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目50番 3 地先   |
| 学園東町93号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目50番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目51番 9 地先   |
| 学園東町94号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目22番15地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目46番 1 地先   |
| 学園東町95号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目21番12地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目23番 1 地先   |
| 学園東町96号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目20番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目22番 1 地先   |
| 学園東町97号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目11番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目15番 7 地先   |
| 学園東町98号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目 6 番地先     | 神戸市西区学園東町 4 丁目 7 番地先     |
| 学園東町99号線  | 神戸市西区学園東町 4 丁目 6 番地先     | 神戸市西区学園東町 4 丁目10番 2 地先   |
| 学園東町100号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目35番地先      | 神戸市西区学園東町 4 丁目 6 番地先     |
| 学園東町101号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目31番15地先    | 神戸市西区学園東町 4 丁目30番 2 地先   |
| 学園東町102号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目54番 7 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目36番 1 地先   |
| 学園東町103号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目55番 4 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目54番 1 地先   |
| 学園東町104号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目51番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目48番 8 地先   |
| 学園東町105号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目47番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目46番10地先    |
| 学園東町106号線 | 神戸市西区学園東町 4 丁目40番 1 地先   | 神戸市西区学園東町 4 丁目49番 1 地先   |
| 西河原13号線   | 神戸市西区玉津町西河原字北川原249番 3 地先 | 神戸市西区玉津町西河原字北川原229番 3 地先 |

## 2 廃止する市道路線

| 路線名         | 起 点                       | 終 点                       |
|-------------|---------------------------|---------------------------|
| 山田里1006号線   | 神戸市北区鈴蘭台南町 6 丁目 4 番地 5 地先 | 神戸市北区鈴蘭台南町 6 丁目 4 番地 6 地先 |
| 山田里114号線    | 神戸市北区山田町下谷上字大東41番地 1 地先   | 神戸市北区山田町下谷上字大東41番地 1 地先   |
| 淡河里554号線    | 神戸市北区淡河町萩原字中通1031番地先      | 神戸市北区淡河町萩原字中通1032番地先      |
| 湊西方面第37号線   | 神戸市兵庫区西出町 1 丁目315番地先      | 神戸市兵庫区西出町 1 丁目314番地先      |
| 林田方面第135号線  | 神戸市兵庫区御所通 1 丁目 4 番 4 地先   | 神戸市兵庫区御所通 1 丁目28番地先       |
| 西須磨方面第120号線 | 神戸市須磨区須磨浦通 5 丁目90番 1 地先   | 神戸市須磨区須磨浦通 5 丁目91番 2 地先   |
| 別府第18号線     | 神戸市西区伊川谷町別府字大池上745番 1 地先  | 神戸市西区伊川谷町別府字大池上719番 1 地先  |
| 須磨里579号線    | 神戸市須磨区多井畑東町27番32          | 神戸市須磨区多井畑東町27番31          |
| 山田里309号線    | 神戸市北区山田町原野字平ヶ尾 1 番25地先    | 神戸市北区桂木 3 丁目57番 1 地先      |
| 長尾里143号線    | 神戸市北区長尾町上津字一星3614番 1 地先   | 神戸市北区長尾町上津字下北谷3748番 1 地先  |

|                                                                |                           |                           |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 長尾里235号線                                                       | 神戸市北区長尾町上津字治良九郎4432番 1 地先 | 神戸市北区長尾町上津字治良九郎4423番 3 地先 |
| 長尾里239号線                                                       | 神戸市北区長尾町上津字大葉坂4624番 1 地先  | 神戸市北区長尾町上津字大葉坂4624番 4 地先  |
| 神戸研究学園都市新住宅市街地開発事業の事業地のうち第Ⅰ－8－1工区，第Ⅰ－8－2工区及び第Ⅰ－9工区の工区内の従前の市道路線 |                           |                           |

### 3 変更する市道路線

| 路線名    | 新旧別 | 起 点                    | 終 点                    |
|--------|-----|------------------------|------------------------|
| 垂水妙法寺線 | 新   | 神戸市垂水区平磯 1 丁目132番 4 地先 | 神戸市須磨区妙法寺字乗越200番 6 地先  |
|        | 旧   | 神戸市垂水区平磯 1 丁目132番 4 地先 | 神戸市須磨区妙法寺字トン松406番 2 地先 |

**神戸市告示第647号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する道路の路線名

小東台3号線、小東台6号線、小東台8号線、小東台9号線、小東台11号線、ひよどり台南町18号線、ひよどり台南町19号線、ひよどり台南町20号線、ひよどり台南町21号線、ひよどり台南町22号線、ひよどり台南町23号線、ひよどり台南町24号線、五色山12号線、学園東町94号線、学園東町95号線、学園東町96号線、学園東町97号線、学園東町98号線、学園東町99号線、学園東町100号線、学園東町101号線、学園東町102号線、学園東町103号線、学園東町104号線、学園東町105号線及び学園東町106号線

2 指定する期日

平成20年 3月25日

**神戸市告示第648号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年 3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する道路の路線名

港島39号線

2 指定する期日

平成20年 3月25日

**神戸市告示第649号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

## 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

## 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

## 別表

| 自転車等の保管及び返還の場所        | 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所      | 撤去し、及び保管した自転車等の台数       | 撤去し、及び保管した年月日 | 問 い 合 わ せ 先                                   |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------|---------------|-----------------------------------------------|
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 阪急岡本駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 23台<br>原動機付自転車 4台   | 平成20年2月4日     | 東灘区御影塚町2丁目27番20号<br>建設局東部建設事務所<br>電話 854-2191 |
|                       | J R 摂津本山駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車 34台<br>原動機付自転車 1台   |               |                                               |
|                       | J R 甲南山手駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車 9台<br>原動機付自転車 1台    |               |                                               |
|                       |                           |                         |               |                                               |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 阪神新在家駅周辺自転車等放置<br>禁止区域    | 自転車 3台                  | 平成20年2月6日     |                                               |
|                       | J R 六甲道駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 108台<br>原動機付自転車 30台 |               |                                               |
|                       | 阪急六甲駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 6台<br>原動機付自転車 1台    |               |                                               |
|                       |                           |                         |               |                                               |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 阪神魚崎駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 12台                 | 平成20年2月7日     |                                               |
|                       | 阪神青木駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 17台                 |               |                                               |
|                       | 阪神深江駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 12台                 |               |                                               |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 阪神御影駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 3台                  | 平成20年2月13日    |                                               |
|                       | 阪急御影駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 1台<br>原動機付自転車 4台    |               |                                               |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | J R 住吉駅周辺自転車等放置<br>禁止区域   | 自転車 54台<br>原動機付自転車 8台   | 平成20年2月14日    |                                               |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | 阪神新在家駅周辺自転車等放置<br>禁止区域    | 自転車 7台                  | 平成20年2月18日    |                                               |
|                       | J R 六甲道駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 80台<br>原動機付自転車 34台  |               |                                               |
|                       | 阪急六甲駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 7台<br>原動機付自転車 2台    |               |                                               |
|                       |                           |                         |               |                                               |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | 阪急岡本駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 24台<br>原動機付自転車 8台   | 平成20年2月20日    |                                               |
|                       | J R 摂津本山駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車 34台<br>原動機付自転車 2台   |               |                                               |
|                       | J R 甲南山手駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車 20台<br>原動機付自転車 2台   |               |                                               |
|                       |                           |                         |               |                                               |
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番  | J R 灘駅周辺自転車等放置<br>禁止区域    | 自転車 19台<br>原動機付自転車 3台   | 平成20年2月21日    |                                               |
|                       | 阪急王子公園駅周辺自転車等放置<br>禁止区域   | 自転車 14台                 |               |                                               |
|                       | 阪神大石駅周辺自転車等放置<br>禁止区域     | 自転車 7台                  |               |                                               |
|                       | 灘区・東灘区長期放置                | 自転車 89台<br>原動機付自転車 6台   |               |                                               |
| 魚崎浜保管所<br>東灘区魚崎浜町1番5号 | J R 住吉駅周辺自転車等放置<br>禁止区域   | 自転車 42台<br>原動機付自転車 16台  | 平成20年2月27日    |                                               |

|                      |                       |         |     |             |  |
|----------------------|-----------------------|---------|-----|-------------|--|
| 稗原保管所<br>灘区上河原通1丁目1番 | 阪神御影駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車     | 16台 | 平成20年 2月28日 |  |
|                      |                       | 原動機付自転車 | 2台  |             |  |
|                      | 阪急御影駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車     | 4台  |             |  |
|                      |                       | 原動機付自転車 | 4台  |             |  |

## 神戸市告示第650号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

- (1) 北保管所及び岡場保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

- (2) 月が丘保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

- (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管および返還の場所            | 自転車が置かれ、又は放置されていた場所  | 撤去し、及び保管した自転車等の台数      | 撤去し、及び保管した年月日 | 問 い 合 わ せ 先                                    |
|----------------------------|----------------------|------------------------|---------------|------------------------------------------------|
| 垂水区西舞子 8 丁目20番19号<br>垂水保管所 | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 13台<br>原動機付自転車 12台 | 平成20年 2 月 5 日 | 垂水区福田 5 丁目 6 番20号<br>建設局垂水建設事務所<br>電話 707－0234 |
|                            | 垂水区管内長期放置            | 自転車 7 台                |               |                                                |
|                            | 塩屋駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 4 台<br>原動機付自転車 4 台 | 平成20年 2 月 6 日 |                                                |
|                            | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 15台<br>原動機付自転車 13台 | 平成20年 2 月 8 日 |                                                |
|                            | 垂水区管内長期放置            | 自転車 7 台<br>原動機付自転車 4 台 |               |                                                |
|                            | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 9 台<br>原動機付自転車 11台 | 平成20年 2 月12日  |                                                |
|                            | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 15台<br>原動機付自転車 14台 | 平成20年 2 月14日  |                                                |
|                            | 舞子駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 12台<br>原動機付自転車 3 台 | 平成20年 2 月15日  |                                                |
|                            | 西舞子駅周辺自転車等放置<br>禁止区域 | 自転車 12台                | 平成20年 2 月15日  |                                                |
|                            | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 15台<br>原動機付自転車 7 台 | 平成20年 2 月20日  |                                                |
|                            | 垂水区管内長期放置            | 自転車 4 台                |               |                                                |
|                            | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 8 台<br>原動機付自転車 14台 | 平成20年 2 月22日  |                                                |
|                            | 舞子駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 6 台<br>原動機付自転車 3 台 | 平成20年 2 月26日  |                                                |
|                            | 垂水区管内長期放置            | 自転車 3 台                |               |                                                |
|                            | 垂水駅周辺自転車等放置<br>禁止区域  | 自転車 22台<br>原動機付自転車 14台 | 平成20年 2 月28日  |                                                |
|                            | 垂水区管内長期放置            | 自転車 10台                |               |                                                |

公 告

神戸市公告第711号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第 3 地区（大橋 4 地区）震災復興第二種市街地再開発事業の大橋 4 第 2 工区及び大橋 4 第 3 工区に係る管理处分計画について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の 6 第 4 項の政令で定める軽微な変更をしたので、第118条の10において準用する同法第86条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3 月 7 日

神戸市  
代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 第二種市街地再開発事業の名称
- 神戸国際港都建設事業新長田駅南第 3 地区（大橋 4 地区）震災復興第二種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
- 神戸市
- 代表者 神戸市長 矢田 立郎
- 3 事務所の所在地
- 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号



- 4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称  
神戸市長田区大橋町4丁目の一部（大橋4第2工区）及び同区大橋町4丁目の一部（大橋4第3工区）
  - 5 管理処分計画の認可を受けた年月日  
平成12年9月5日
  - 6 管理処分計画について都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第46条の2第4号に掲げる軽微な変更をした年月日  
平成20年3月7日
- 

**神戸市公告第712号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第11条第7項の規定により、神戸海上新都心土地区画整理事業の施行者である学校法人神戸学院から施行者の変動の届出があったので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月7日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 土地区画整理事業の名称  
神戸海上新都心土地区画整理事業
  - 2 事務所の所在地  
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
  - 3 施行認可の年月日  
平成17年4月6日
  - 4 施行者でなくなった者の名称  
財団法人 神戸港埠頭公社  
神戸市
- 

**神戸市公告第713号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第11条第7項の規定により、神戸海上新都心南土地区画整理事業の施行者である学校法人兵庫医科大学、学校法人夙川学院から施行者の変動の届出があったので、同条第8項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月7日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 土地区画整理事業の名称  
神戸海上新都心南土地区画整理事業
  - 2 事務所の所在地  
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
  - 3 施行認可の年月日  
平成17年11月1日
  - 4 施行者でなくなった者の名称  
財団法人 神戸港埠頭公社  
神戸市
-

**神戸市公告第714号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、神戸海上新都心南土地区画整理事業の規約の変更の認可をしたので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 3月 7日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 施行者の名称  
学校法人兵庫医科大学  
学校法人夙川学院
  - 2 事業施行期間  
平成17年11月 1日から平成20年 6月30日まで
  - 3 施行地区  
神戸市中央区港島 1丁目の一部
  - 4 土地区画整理事業の名称  
神戸海上新都心南土地区画整理事業
  - 5 事務所の所在地  
神戸市中央区浜辺通 5丁目 1番14号
  - 6 施行認可の年月日  
平成17年11月 1日
- 

**神戸市公告第715号**

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3月12日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 物品の名称及び調達の種類  
事業系ごみ有料指定袋の購入
  - (2) 数量  
4,200,000枚
  - (3) 納入場所  
本市指定場所
  - (4) 納入期限  
第1回目 平成20年 6月下旬  
第2回目 平成20年 7月下旬  
第3回目 平成20年 7月31日
  - (5) 物品の特質等  
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
第3号及び第4号に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日まで  
に満たすことが必要であり、第3号に掲げる入札参加資格については、申請の受付期間の最

終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成20年度及び平成21年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 直近の事業年度における売上高が、3億円以上であること。

### 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

### 5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

#### (1) 交付期間

公告の日から平成20年3月26日(水)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

#### (3) 交付方法

無料交付

### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

#### (1) 提出期間

公告の日の翌日から平成20年3月27日(木)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

### 7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

### 8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

#### (1) 提出期限

平成20年4月23日(水)午前10時まで（郵便による入札については、同月22日(火)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

#### (2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

平成20年4月23日(水)午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同

組合とその組合員の関係にある場合。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

- (2) 平成20年第1回定例市会に提案された平成20年度神戸市一般会計予算が可決されない場合は、この入札は中止します。

## 15 本調達後において調達が予定される物品の名称、数量及び入札公告予定時期

- |                |            |          |
|----------------|------------|----------|
| (1) 事業系ごみ有料指定袋 | 4,100,000枚 | 平成20年5月頃 |
| (2) 事業系ごみ有料指定袋 | 4,100,000枚 | 平成20年7月頃 |
| (3) 事業系ごみ有料指定袋 | 4,100,000枚 | 平成20年9月頃 |

## 16 Summary

- (1) Contract Content : Polyethylene film bags for business garbage.
- (2) Quantity : 4,200,000 sheets.
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. March 27, 2008.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. April 23, 2008.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.  
TEL 078-322-5159

## 神戸市公告第716号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月12日

神戸市長 矢 田 立 郎

### 1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び調達の種類

六甲アイランド高校コンピュータシステム等借上げ

- (2) 数量

一式

## (3) 賃借場所

神戸市東灘区向洋町中4丁目4番地  
神戸市立六甲アイランド高等学校

## (4) 賃借期間

平成20年10月1日～平成25年9月30日（引渡期限 平成20年9月30日）

## (5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

第3号及び第5号の入札参加資格は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、第3号の入札参加資格については、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成20年度及び平成21年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 当該賃借物品の保守、修理等を迅速かつ適切に行えること。

(5) 直近の事業年度における売上高が、8億円以上であること。

## 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所本庁舎3号館3階  
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

## 5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

## (1) 交付期間

公告の日から平成20年3月26日(水)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所本庁舎3号館3階  
神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## (3) 交付方法

無料交付

## 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

## (1) 提出期間

公告の日の翌日から平成20年3月27日(木)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3号館 3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3号館 3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成20年 4月25日(金)午前10時まで（郵便による入札については、同月24日(木)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3号館 3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

平成20年 4月25日(金)午前10時30分から

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市役所本庁舎 3号館地下 1階入札室

10 入札保証金

規則第 7条第 2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

(1) この契約は、1月あたりの単価契約とします。

(2) 落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

(2) 平成20年第1回定例市会に提案された平成20年度神戸市一般会計予算が可決されない場合は、この入札は中止します。

15 Summary

(1) Contract Content : Lease of Computers for Rokko Island High School.

(2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. March 27, 2008.

(3) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. April 25, 2008.

(4) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

## 神戸市公告第717号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。



平成20年 3月12日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 特定役務の名称

布施畑環境センター破砕選別施設選別処理等業務

## (2) 履行場所

神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2

## (3) 履行期間

平成20年 7月 1日から平成21年 6月30日まで

## (4) 業務の概要

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

第3号から第6号に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日まで満たすことが必要であり、第5号及び第6号の入札参加資格については、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成20年度及び平成21年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 過去に廃棄物の選別処理業務を行った実績があること。

(4) 直近の事業年度における売上額が3億円以上であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

(6) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

## 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

## 5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

## (1) 交付期間

公告の日から平成20年3月26日(水)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## (3) 交付方法

無料交付

## 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

## (1) 提出期間

公告の日の翌日から平成20年3月27日(木)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## 7 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## 8 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

## (1) 提出期限

平成20年4月23日(水)午前10時まで（郵便による入札については、同月22日(火)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

## (2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

## (3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

## 9 開札の日時及び場所

平成20年4月23日(水)午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

## 10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

### 12 落札者の決定の方法

- (1) この契約は、総価契約とします。
- (2) 落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

### 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 14 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加  
第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。
- (2) 平成20年第1回定例会市会に提案された平成20年度神戸市一般会計予算が可決されない場合は、この入札は中止します。

### 15 Summary

- (1) Contract Content: Fusehata Landfill Center Crushing and Separation Facility Preliminary and Transport Operations.
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids: 5:00 P.M. March 27, 2008.
- (3) Deadline for submitting bids: 10:00 A.M. April 23, 2008.
- (4) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.  
TEL 078-322-5159

**神戸市公告第718号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項の規定による建築協定書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

平成20年 3月12日

神戸市長 矢 田 立 郎

**1 建築協定の名称**

鳴子1丁目14番地区建築協定

**2 申請者の住所及び氏名**

神戸市北区谷上西町14番7号

株式会社ケイ・エルハウジング

代表取締役 河越 眞介

**3 建築協定区域の位置及び面積**

神戸市北区鳴子1丁目14番190～196 計7筆

1,283平方メートル（7区画）

**4 建築物に関する基準**

建築協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物は1区画1戸建とし個人専用住宅とする。但し2区画以上複数の区画を1つの区画として前記建物を建築する場合、及び建築基準法施行令第130条の3（兼用住宅）、第130条の4（公益上必要な建築物）にあげるもので、運営委員会の許可を得たものはこの限りでない。
- (2) 前号により複数の区画の使用を開始した場合には、理由のいかんを問わず、将来区画の再分割はできないものとする。
- (3) 建築物の階数は、2階建以下（地階を除く）とする。
- (4) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤高を超えないこと。但し、将来団地周辺整備のため、都市計画法関係法令の許可を受けたうえ行う宅地変更工事、又は建築工事の基礎工事のための整地、その他運営委員会の許可を得たものなど必要最小限の変更は、これを認める。
- (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。但し、建築基準法施行令135条の20第1号に該当するものはこの限りでない。

**5 違反があった場合の措置**

- (1) 本協定第6条に規定する基準に違反した土地の所有者等があった場合は、委員長は、委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して、当該違反行為の中止又は是正を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間内に当該違反行為を是正するために必要な措置を取ることを請求するものとする。
- (2) 前項の請求があった場合、当該土地の所有者等は、遅滞なくこれに従わなければならない。当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長は、委員会の決定に基づき、その強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを行わせることを裁判所に請求するものとする。

**6 協定の有効期間**

- (1) この協定の有効期間は、平成25年7月18日までとする。
- (2) この協定の違反者の措置に関しては、この協定は期間終了後もなお効力を有する。

## 7 縦覧期間

平成20年 3月12日から同年 4月 9日まで

**神戸市公告第719号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年 3 月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3月12日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
国民健康保険電算システム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課  
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 1 月 4 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 日本総研ソリューションズ  
取締役社長 小名木 正也  
大阪市西区新町 1 丁目 6 番 3 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
81,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第 4 項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由  
既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

**神戸市公告第732号**

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市灘区土山町90番33, 90番71
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県尼崎市武庫之荘東 1 丁目 1 番16号  
ハイエリア株式会社  
代表取締役 坂田 建一  
代表取締役 小中村 政廣

## 3 許可番号

平成16年12月10日 第5424号

(変更許可 平成17年12月14日 第920号)

**神戸市公告第733号**

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市兵庫区滝山町7番2, 7番33の一部, 7番53, 7番54, 7番55, 7番57, 7番58

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区上沢通3丁目1番4号

医療法人社団 大有会

理事長 井上 謙次郎

## 3 許可番号

平成18年11月7日 第5677号

**神戸市公告第734号**

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区鹿の子台南町5丁目3番3

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 今井 光郎

## 3 許可番号

平成19年4月18日 第5746号

(変更許可 平成19年5月8日 第983号)

**神戸市公告第735号**

神戸市情報教育基盤サービス調達に関して、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

件名 神戸市情報教育基盤サービスの調達

数量 一式

### (2) 納入場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 8 階

神戸市教育委員会事務局総務部調査課（電話番号078-322-6440）

ただし、サービス提供に要するシステムを構成する機器等は本市の前提条件と指示に従い、指定場所に設置するものとします。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成26年 3 月31日

### (4) 調達内容の概要

神戸市教育委員会は、学校における情報セキュリティの確保及びITサービスレベルの向上に伴う校務の効率化を図るため、ITサービスマネジメントシステム構築の必要性を認識し、サービスマネジメントの計画立案と導入の具体的行動として、神戸市情報教育基盤サービスの調達を行います。

このサービスは、神戸市教育委員会がサービス提供者として、神戸市教職員等に対してコンピュータの利用環境を提供するものです。

調達内容の詳細については入札説明書（特例政令第 8 条に規定する文書をいう。以下同じ。）に記載しています。

### (5) 入札方法

入札説明書に記載しているシステムやサービスの必要要件を満足するとともに、導入経費の低減策、維持管理費の低減策、最新技術、方式、各種作業工程の見直しなどの提案を総合的に評価する、地方自治法施行令（昭和22年政令第305号）第167条の10の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

### (1) 単独企業での参加の場合

ア 平成20年度及び平成21年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

イ 直近事業年度における売上額が25億円以上であること。

ウ 入札参加資格の審査の申請書の提出期間の最終日から入札書の提出日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

エ 公告の日（平成20年 3 月25日）より過去 5 年間の内に当該システムの全部又は一部機能について行政機関又は教育機関へのシステム開発、付帯する役務提供の実績があること。

オ 入札参加資格の審査の申請書の提出期間の最終日から入札書の提出日までの間に神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 公告の日（平成20年 3 月25日）までの直近 1 年間に、国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。

キ この入札に参加する複数の者の関係が、以下の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。なお、以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者）が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ク 入札説明書を本市から直接受領し、受領書を提出していること。

(2) 共同企業体での参加の場合

ア 共同企業体協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)のア、ウ、オ、カに該当していること（共同企業体それ自体が、(1)のアの入札参加資格を有する必要はありません）。

ウ 構成員のうち少なくとも1社が(1)のイ、エ、クに該当していること。

エ 構成員が本入札に単独企業として参加していないこと。

オ 構成員が本入札に他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

カ 構成員と(1)によりこの入札に参加する者の関係及び他の共同企業体の構成員の関係において、(1)のキの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。なお、(1)のキの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、該当する者及び該当する者の属する共同企業体のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者あるいは残る一者の属する共同企業体の入札は無効とはなりません。

3 特定調達契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館8階

神戸市教育委員会事務局総務部調査課（電話番号078-322-6440）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法



入札説明書は下記の期間・場所で交付します。

(1) 交付期間

平成20年 3月25日(火)から平成20年 3月31日(月)まで（神戸市の休日を定める条例（平成 3年 3月条例第28号）第 2条第 1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 8 時45分から午後 5 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ただし、最終日は正午までとします。

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 8 階

神戸市教育委員会事務局総務部調査課（電話番号078-322-6440）

（事前に上記に電話連絡してからお越し下さい。）

(3) 交付方法

無料交付

6 入札説明会の開催

入札に参加する者を対象に入札説明会を開催します。出席者を各社 2 名（共同企業体の場合は構成員全体で 2 名）までに限定し、事前に 3 の事務担当部局にご連絡下さい。

(1) 開催日時

平成20年 3月31日(月) 14時00分から16時00分まで

(2) 開催場所

神戸市中央区東川崎 1 丁目 3 番 2 号

総合教育センター 5 階 502号室

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加する者は参加資格の審査申請を行うものとします。

(1) 提出期間

平成20年 3月25日(火)から平成20年 4月 7 日(月)まで（神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 8 時45分から午後 5 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 8 階

神戸市教育委員会事務局総務部調査課（電話番号078-322-6440）

（事前に上記に電話連絡してからお越し下さい。）

(3) 審査結果の通知日

平成20年 4月18日(金)に発送

8 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 8 階

神戸市教育委員会事務局総務部調査課（電話番号078-322-6440）

9 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

平成20年 4月28日(月)から平成20年 5月 9 日(金)まで（神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 8 時45分から午後 5 時30分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

（郵便による入札については、5月 8 日(木)午後 5 時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

## (2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 (郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎 3 号館 8 階

神戸市教育委員会事務局総務部調査課 (電話番号078-322-6440)

(事前に上記に電話連絡してからお越し下さい。)

## (3) 提出方法

持参, 又は郵送とします。入札書, 提案書及び付随する資料等は紙及び電子データで提出するものとします。

入札価格は「神戸市情報教育基盤サービスの調達入札書」に記載し, 記名押印してください。

## 10 質疑受付及び回答

## (1) 質疑受付期間

平成20年 3 月25日(火)から平成20年 4 月 7 日(月)午後 5 時30分まで (神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。)

## (2) 質疑受付及び回答の方法

電子メールを基本とします。(アドレス, 書式等は入札説明書に記述します。)質疑を受けた時刻は質疑の電子メールが本市メールサーバに到着した時刻とします。万全を期するため, 電子メールの到着を本市に電話で確認してください。なお, 回答については本市から電子メールとあわせて回答書を郵送いたします。

## (3) 質疑回答

平成20年 4 月25日(金)に発送

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 2 通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 提出した入札書及び付属資料の電子データの内容が紙に記載したものと異なるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において, 委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆, シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか, 特に指定した事項に違反したとき。

なお, 本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても, 落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等 2 に掲げる資格のない者に該当した場合には入札は無効とします。

## 12 開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成20年 5 月28日(水) 午後 2 時 (予定)

## (2) 場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎

## 13 落札者の決定の方法

落札者決定基準に基づき、価格面のみならず、技術面、維持管理面、安全性、移行性、今後調達予定の各種業務システムへの応用性等から提案を審査する総合評価一般競争入札方式により落札者を決定します。

また、競争性、透明性及び公平性を確保することが必要であるため、入札に参加する者から提出された提案の審査は、学識経験者及び神戸市職員により構成される「神戸市情報教育基盤サービスの調達に係る提案審査委員会」において行い、落札予定者を決定するものとします。

## 14 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 15 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 16 その他

## (1) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号アに掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

## (2) 本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者が、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等2に掲げる資格のない者に該当した場合は入札は無効としますが、その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがあります（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

## (3) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

## 17 Summary

## (1) Subject matter of contract: Kobe city Information infrastructure service for education, 1 set

## (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:30 p.m. April 7 th, 2008.

## (3) The date and time for the submission of tender : 5:30 p.m. May 9 th, 2008.

## (4) A contact point where tender documents are available: Program Planning and Research Division, General Affairs Department, Board of Education, Kobe City Hall, 6- 5 - 1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

「神戸市情報教育基盤サービスの調達」  
落札者決定基準

神戸市教育委員会事務局総務部調査課

平成 20 年 3 月

## 1 審査にあたって

神戸市情報教育基盤サービスの調達に落札予定者決定にあたっては、競争性、透明性及び公平性を確保することが必要であるため、入札に参加する者（以下「参加者」という。）から提出された提案の審査は、学識経験者、有識者及び神戸市職員により構成される「神戸市情報教育基盤サービスの調達にかかる提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行うものとします。審査委員会は提案の審査にあたり、本基準に基づく審査を行い意見を述べ、落札予定者を決定することができるものとします。

また、落札は入札価格のみならず、本市が要求するサービスを満足すべき機能・運用・サービス内容と水準・プロジェクト管理等の内容面の視点から参加者の提案を審査する、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定します。

## 2 入札書の審査方法

本基準は、上述した各視点から参加者の提案を総合評価方式により審査するための基準として示すものです。

総合評価は、「入札参加資格審査」と「提案内容審査」の2段階により行われます。参加者の提案内容が、各審査段階における基準を満たさない場合、当該参加者は失格とみなします。

「提案内容審査」は「定量化審査」を経て落札予定者を決定します。  
概要については以下に示すとおりです。

### 第1段階 入札参加資格審査

入札参加資格審査申請書類の提出→資格審査→審査結果通知

### 第2段階 提案内容審査

提案書類の提出→定量化審査→落札予定者の決定

## 3 入札参加資格審査

神戸市は、参加者から提出された入札参加資格審査申請書類により、公告した入札参加資格要件を満たしていることを確認します。資格不備の場合は失格とします。

## 4 提案内容審査

### 4. 1 定量化審査

本入札では、落札予定者の決定に『加算方式』を採用し、以下の式によって、総合評価点を算出します。

総合評価点（1000点満点）＝価格点（500点満点）＋内容点（500点満点）

## (1) 価格点の審査

価格点の審査は500点満点で、以下の式によって算出します。なお、価格点は小数点以下第2位を四捨五入します。

$$500 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$$

入札価格とは、入札説明書及び業務仕様書で記述している全ての要求内容を満たし、かつ、入札に参加する者が提案した内容を実施するのに必要な価格とします。なお、入札価格が予定価格を上回った場合は評価の対象外とします。

## (2) 内容点の審査

審査委員会は、提案内容のうち表4-1に示す「評価項目」に該当するものについて、評価の理由を明らかにした上で500点満点で評価し、「内容点」として得点化します。また、得点化に際しては表4-2に示す4段階評価による得点化方法を採用し、各評価項目の合計は小数点以下第2位を四捨五入します。なお、詳細な評価項目は入札説明書とあわせて交付しますが、その中で定める必須項目について、表4-1の項目のうち、本市が想定しているものを含まない場合（表4-2に示す評価が1の場合）は落札者としません。

表4-1 内容点の評価項目

|   | 評価項目                | 評価基準                                                                                                                  | 配点 |
|---|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 本調達の理解と将来実装すべき機能の提案 | 入札者は本調達の目的やサービス提供範囲など本市教育委員会（以下、本市）の考え方を理解しているか。サービス提供の将来像について提案がなされているか。システム追加などの機能拡張を視野に入れた提案であるか。                  | △  |
| 2 | ハードウェア及びその配備        | 提供されるハードウェアは、調達仕様書に基づく各要求を満たすものであるか。配備計画策定・実施手順の内容は適当なものであるか。                                                         | ◎  |
| 3 | 資産集中管理システムの構築       | 提供される管理機能は、調達仕様書に基づく各要求を網羅し、正確に理解した管理システム構築の提案となっているか。                                                                | ◎  |
| 4 | ネットワーク管理システムの構築     | 提供される機能や運用は、調達仕様書に基づく各要求を網羅し、正確に理解した提案となっているか。ネットワークパフォーマンスを的確に管理できる提案となっているか。迅速な障害対策が可能か。                            | ○  |
| 5 | 個別の業務処理システム群の構築     | 個別に要求定義される、業務処理システムの構築について、その内容は調達仕様書に基づく各要求を網羅し、正確に理解した提案となっているか。本市や利用者への対応が十分考慮され、かつ的確なものとなっているか。可用性を確保する内容となっているか。 | ◎  |
| 6 | 移行作業                | 本調達により提供されるサービスの運用や、本市や利用者への対応は十分考慮され、的確なものとなっているか。                                                                   | ○  |
| 7 | 運用                  | ハードウェア、管理システム、個別業務処理システムの運用について、要求や外部標準に準拠して運用されるように、PDCAサイクルが定義されており、提案されたプロセスが適切であるか。                               | ◎  |
| 8 | プロジェクト管理            | スケジュールは本市の要求に対応でき、その妥当性に問題ないか。プロジェクト遂行が実行可能な体制と要員であるか。プロジェクトマネジメントに対する考え方は、本市の要求を理解し、実行可能なものであるか。                     | △  |

配点の大きい順に、◎、○、△と表記しています。

表 4－2 4段階評価による得点化方法の例

| 評価 | 評価の意味合い                          | 得点化方法   |
|----|----------------------------------|---------|
| 4  | 当該評価項目の提案内容は想定しているものより優れたレベルである。 | 配点× 1.0 |
| 3  | 当該評価項目の提案内容は想定しているものと同等レベルである。   | 配点× 0.6 |
| 2  | 当該評価項目の提案内容は想定しているものより劣ったレベルである。 | 配点× 0.2 |
| 1  | 当該評価項目の提案内容は想定しているものを含まない。       | 配点× 0.0 |

#### 4. 2 落札予定者の決定

審査委員会が必要に応じて参加者に対する試験やヒアリング等を実施した後、算出した「総合評価点」の最も高い参加者を落札予定者として決定し神戸市に報告します。神戸市は審査委員会の報告を受けて落札者を決定します。ただし、決定された落札予定者の報告の際、落札予定者の提案内容が過度の仕様である等の意見や指摘がなされたものについては、入札価格の範囲内で審査委員会の意見や指摘を反映させた仕様に応じた価格で契約することが出来るものとします。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定します。

実施試験を実施する場合は本市においてシステムの稼働環境を想定した設定条件のもとで、性能（応答時間）、操作性（職員による実際の操作）を検証するものとします。

**区 役 所****神戸市兵庫区公告第52号**

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

平成20年3月11日

神戸市兵庫区長 竹 部 元 造

記

| 番号標に記載された番号 | 失効年月日      | 番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名                |
|-------------|------------|-----------------------------------|
| 神戸52―53神戸   | 平成20年3月11日 | 神戸市東灘区御影塚町3丁目11番9号813号<br>寺 北 聖 次 |

**水 道 局****神戸市水道告示第19号**

神戸市水道局公印規程（昭和43年10月神戸市水道管理規程第11号）第14条第1項の規定により印影等を印刷できる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年3月25日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

| 文 書 名                   | 使 用 公 印      |    |     | 印影等の寸法<br>(ミリメートル) |
|-------------------------|--------------|----|-----|--------------------|
|                         | 名称           | 様式 | 書体  |                    |
| 神戸市（一般・指名）競争入札参加資格認定通知書 | 神戸市水道事業管理者之印 | 2  | れい書 | 方15                |
| 神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書     | 神戸市水道事業管理者之印 | 2  | れい書 | 方15                |

**神戸市水道公告第53号**

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月12日

神戸市水道事業管理者 安 原 勉

1 入札に付する事項



## (1) 物品の名称及び調達の種類

口径20ミリメートル水道メータ（新調品）購入

## (2) 数量及び納入期限

第1回目 平成20年6月17日(火)まで 2,000個

第2回目 平成20年7月10日(木)まで 2,000個

第3回目 平成20年8月12日(火)まで 2,000個

第4回目 平成20年9月9日(火)まで 4,000個

## (3) 納入場所

神戸市須磨区友が丘9丁目2603-83

神戸市水道局メーター・資材事務所

## (4) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

第3号から第5号に掲げる入札参加資格は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、第4号及び第5号の入札参加資格は、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成20年度及び平成21年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 当該物品又はこれと同等物品について相当数の納入実績があること。

(4) 当該物品について、水道局の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できると認められること。

(5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

## 3 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局総務部庶務課（電話番号 078-322-5880）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎4号館4階

## 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

## 5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

## 6 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

## (1) 交付期間

公告の日から平成20年3月26日(水)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成20年 3月27日(木)まで（神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

8 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

9 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成20年 4 月23日(水)午前10時まで（郵便による入札については、同月22日(火)午後 5 時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

10 開札の日時及び場所

平成20年 4 月23日(水)午前10時30分から

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 3 号館地下 1 階入札室

11 入札保証金

規程第12条の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合

には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

#### 13 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第9条第1項の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

#### 14 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 15 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

#### 16 一連の調達契約に関する今後の調達予定

数量 6,000個

入札公告予定時期 平成20年8月頃

ただし、上記の数量及び入札公告予定時期については変更することがあります。

#### 17 その他

本調達に係る平成20年度神戸市水道事業会計予算が成立しない場合は、入札を中止することがあります。

#### 18 Summary

- (1) Contract Content : 20 mm New Water Meter
- (2) Quantity : 10,000 meters
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those

intending to make bids : 5:00 P.M. March 27, 2008.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. April 23, 2008.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6- 5 -1, Kano-Cho, Chuo-ku, Kobe650-8570, Japan. TEL 078-322-5159

## 交 通 局

### 神戸市交通公告第39号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3月12日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

#### 1 入札に付する事項

(1) 物品の名称及び調達の種類

路線バス用タイヤ購入

(2) 予定数量

1,622本

(3) 納入場所

神戸市交通局が指定する場所

(4) 納入期間

契約締結日の翌日から平成21年 3月31日まで

(5) 納入方法

交通事業管理者が指定した日時に、指定した数量を指定した場所に納入すること。

(6) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

第3号に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日までに満たしており、かつ、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成20年度及び平成21年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

#### 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局総務課（電話番号 078-322-5941）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 4 階

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成20年 3月26日(水)まで（神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第28号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成20年 3月27日(木)まで（神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

8 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

9 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成20年 4月23日(水)午前10時まで（郵便による入札については、同月22日(火)午後 5 時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

10 開札の日時及び場所

平成20年 4月23日(水)午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

#### 11 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外に入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

##### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

#### 13 落札者の決定の方法

- (1) この契約は、各1本当たりの単価契約とします。
- (2) 落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 14 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 15 その他

## (1) 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することはできますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

## (2) 平成20年度第1回定例市会に提案された平成20年度神戸市自動車事業会計予算が可決されない場合は、この入札は中止します。

## 16 Summary

## (1) Contract Content : Bus tire

## (2) Quantity : 1,622 tires

## (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. March 27, 2008.

## (4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. April 23, 2008.

## (5) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-5159

**神戸市交通公告第40号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3月12日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

## 1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類並びに数量

IC対応駅務機器購入（その2） 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局総務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 2月14日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社東芝 関西支社

執行役常務関西支社長 小林 俊介

大阪市北区大淀中1丁目1番30号

## 5 随意契約に係る契約金額

5億5,230万円

## 6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

## 7 随意契約による理由

既に調達をした物品（以下「既調達物品」という。）につき、既調達物品に接続して使用する物品の調達をする場合であって、既調達物品の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

### 神戸市交通公告第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成20年 3月12日

神戸市交通事業管理者 澤 木 健 夫

- 1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類並びに数量  
バスIC対応に伴うネットワーク装置の追加購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市交通局総務課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社  
神戸支店長 守上 精一  
神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
7,140万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由  
既に調達をした物品（以下「既調達物品」という。）につき、既調達物品に接続して使用する物品の調達をする場合であって、既調達物品の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

## 教 育 委 員 会

### 神戸市教育委員会教育長告示第12号

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則（平成4年7月教育委員会規則第1号）第2条第2項の規定に基づき、展示作業等のため、神戸市立小磯記念美術館を次のとおり臨時休館する。

平成20年 3月25日

神戸市教育委員会  
教育長 小 川 雄 三

臨時休館日



平成20年 4月 8日(火), 9日(水), 10日(木)  
5月27日(火), 28日(水), 29日(木)  
7月15日(火), 16日(水), 17日(木), 18日(金)  
9月 2日(火), 3日(水), 4日(木), 5日(金)

### 神戸市教育委員会教育長告示第13号

神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則（平成3年8月教育委員会規則第4号）第2条第2項に基づき、神戸市埋蔵文化財センターを次のとおり臨時休館とする。

平成20年 3月25日

神戸市教育委員会  
教育長 小川 雄三

#### 臨時休館日

平成20年 4月 8日(火), 6月10日(火), 7月 8日(火), 12月 9日(火)  
平成21年 3月10日(火)

### 財団法人神戸港埠頭公社

「一般競争入札」による不動産売払（灘区鶴甲1丁目）について  
不動産の譲受人を次のとおり募集します。

平成20年 3月12日

財団法人神戸港埠頭公社  
理事長 片桐 正彦

- 1 物件の場所  
神戸市灘区鶴甲1丁目2番10
- 2 土地の面積  
1区画 636.02平方メートル
- 3 主たる建物の概要  
鉄筋コンクリート造5階建 延床面積 666.00㎡
- 4 譲受人の決定方法  
一般競争入札により決定します。
- 5 入札参加者に必要な資格等  
別途配布する実施要領に定めるところによります。
- 6 実施要領の配布期間  
平成20年 3月12日(水)から同月27日(木)まで（土・日曜日、祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 7 入札参加申込みの日時  
平成20年 3月26日(水), 27日(木)の午前9時から午後5時まで  
（正午から午後1時までを除く。）
- 8 入札に関する事項及びその他の事項
  - (1) 入札の日時  
平成20年 3月28日(金)午前10時00分から10時15分まで

(2) 入札保証金の額は、入札金額の100分の 5 以上の額とします。

(3) その他入札に関する事項及びその他の事項

別途配布する実施要領に定めるところによります。

9 実施要領配布場所、入札参加申込み場所及び問合せ先

神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番14号

神戸商工貿易センタービル16階

(財)神戸港埠頭公社経営管理部経営振興課

電話 078-231-4649